

常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて

【一般質問の通告について】

I 一般質問の通告項目のあり方について

1 一般質問の通告項目のあり方について

主な委員意見
(第12回協議会)

- 一般質問の通告項目について、質問内容が明確に分かるような項目記載をしていくことについて検討すべき



千葉市議会先例

192 一般質問の通告に際しては、質問事項の追加は行わないよう各会派で自粛する。なお、**質問の要旨は抽象的でなく、具体的に記入し、その他、等、などは使用しない。**



他政令市議会
の取組事例

【議会先例・規約等への具体的な明記】

- 通告に際しては、具体的に記入し「市政全般」、「その他」等の抽象的な記入はしない
- 「市長の政治姿勢について」、「〇〇行政について」のみの記載は認めない
- 一般質問は、その内容が本会議で行うにふさわしいものとする

【中項目まで記載する通告様式】

- 大項目と合わせ、中項目まで記載する通告様式を整備 **【別紙1】他政令市議会の通告様式例 参照**



期待される効果

- 質問項目の具体的記入により「市民に質問内容が伝わりやすくなる」・「質問内容の重複の減少」が期待される



対応案

- **まずは、議会先例の「質問の要旨は抽象的ではなく、具体的に記入する」ことについて再周知を行い、各議員が議会先例を意識しながら通告項目を記載する対応を求めたい**

Ⅱ 一般質問の通告時間について

1 一般質問の通告時間に係る主な委員意見

現状・背景 (第11回協議会)

- 一般質問の見直しについては、過去の議会改革協議会から継続的に協議が行われてきているが、近年の通告者数の動向や通告時間の実績を踏まえ、現状に即した運用見直しを改めて検討することも必要
- 本市議会では、希望する議員が各定例会に一般質問の通告を行えることとしているが、約9割の議員が30分以内の通告時間で質問を行っている中で、一部の議員が長い通告時間で質問を行うことについて疑問を感じている
- 会議規則に基づき議員個人が行う一般質問について、一定の公平性を確保していくことも大事



協議項目 (第11回協議会)

【見直しに係る前提条件】

- 会期早期決定の観点から導入された一般質問開催日数5日は維持
- 正副議長及び監査委員を除く質問対象議員の全てが各定例会に通告を行える質問機会を維持

【協議項目(案)】

- 上記前記条件を踏まえつつ、**各議員が一定の公平性を保ちながら質問を行うためには、どのような通告時間の制度が望ましいか**、協議会委員の意見を聴取
- 今後、協議会委員の意見を踏まえ、正副委員長から通告時間の見直し案を提示し具体の協議を行いたい



主な委員意見 (第12回協議会)

- 代表質疑(質問)と一般質問の通告時間の上限が同じ60分であることに違和感がある
- 一般質問は通告時間の上限を20分とすることを検討して欲しい
- 一般質問の通告時間を20分とすることは、議員間の平等性が図れるとともに、長い時間の質問より市民の方に聞いて貰いやすいものになると思う
- 現在の会派持ち時間は、議員に与えられた権利であり変更を加えることなく行使すべきである

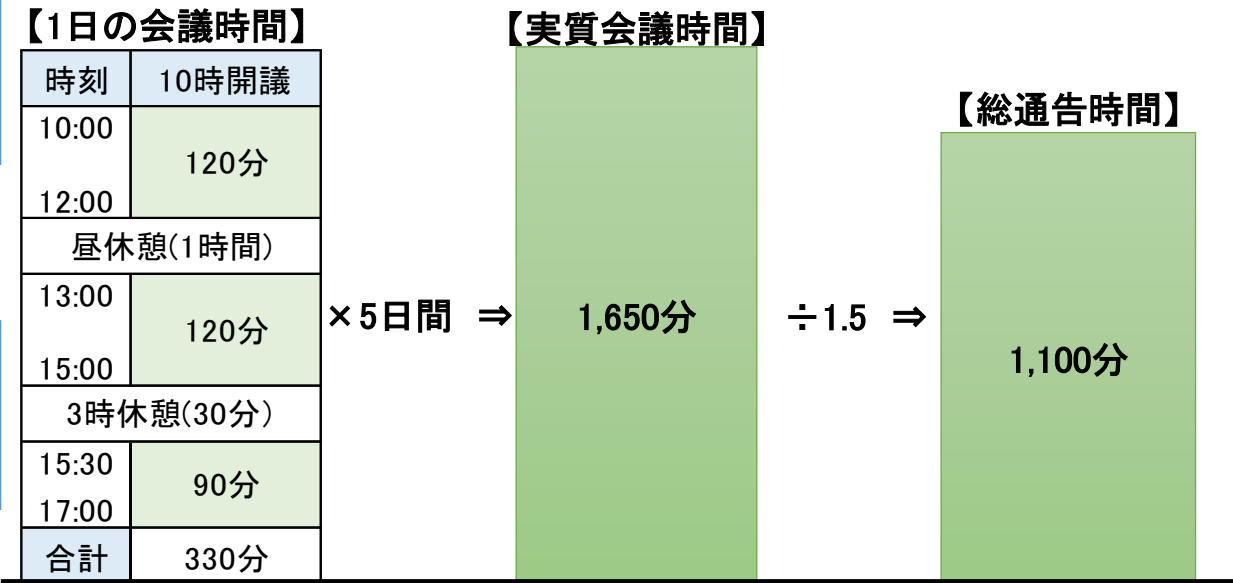
2 通告時間に係る協議事項

(1)一般質問の開催日数5日間に収まる通告時間

【千葉市議会会議規則】
（会議時間及び号鈴）
第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。



【一般質問開催日数5日間の実質会議時間】
● 昼休憩1時間と3時休憩30分を除く実質会議時間は1日330分
● 一般質問開催日数5日間×330分=1,650分



【実質会議時間内に収まる総通告時間】
● 千葉市議会先例集No.161は一問一答の場合、通告時間に1.5を乗じた時間を発言時間としており、実質会議時間を1.5で割り戻した時間が一般質問開催日数5日間に収まる通告時間となる（一括質問の場合も同程度の発言時間として試算）
● 1,650分÷1.5=1,100分

(2)協議事項に関する委員意見聴取

- ① 今後も会派持ち時間制を維持すべきか（個人持ち時間制への変更）
- ② 議員1人あたりの通告時間は、どの程度が妥当か（5日間に収まる総通告時間1,100分を質問対象議員46人にどのように配分するか）